

掛川市規則第 3 号

掛川市子ども・子育て支援法施行細則をここに制定する。

平成 2 7 年 3 月 2 3 日

掛川市長

(別紙)

掛川市子ども・子育て支援法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給要件)

第2条 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）第1条第1号の市が定める時間は、120時間とする。

(認定の申請)

第3条 府令第2条第1項に規定する申請書は、施設型給付費（地域型保育給付費・特例施設型給付費・特例地域型保育給付費）支給認定申請書（様式第1号）によるものとする。

(支給認定証)

第4条 法第20条第4項に規定する認定証は、支給認定証（様式第2号）によるものとする。

(支給認定の有効期間)

第5条 府令第8条第4号ロの市が定める期間は、90日とする。

2 府令第8条第6号及び第12号の市が定める期間は、育児休業が終了する日の属する月の末日までとする。

(届出)

第6条 府令第9条第1項に規定する届書は、支給認定現況届書（様式第3号）によるものとする。

(支給認定の変更)

第7条 府令第11条第1項に規定する申請書は、支給認定変更申請書（様式第4号）によるものとする。

2 府令第12条第1項に規定する書面は、支給認定証提出依頼書（様式第5号）によるものとする。

(支給認定の取消し)

第8条 府令第14条第1項に規定する書面は、支給認定取消通知書（様式第6号）によるものとする。

(申請内容の変更の届出)

第9条 府令第15条第1項に規定する届書は、支給認定申請書記載事項変更届書（様式第7号）によるものとする。

(支給認定証の再交付)

第10条 府令第16条第2項に規定する申請書は、支給認定証再交付申請書（様式第8号）によるものとする。

のとする。

（業務管理体制の届出等）

第11条 府令第43条第1項に規定する届書は、業務管理体制整備事項届書（様式第9号）によるものとする。

2 府令第43条第2項の規定による届出事項の変更の届出は、業務管理体制整備事項変更届書（様式第10号）により行うものとする。

3 府令第43条第3項に規定する届書は、業務管理体制整備事項届書によるものとする。

（費用の徴収）

第12条 市長は、法附則第6条第4項の規定に基づき、別表に定める額を支給認定保護者又は扶養義務者（以下「納入義務者」という。）から徴収するものとする。

2 市長は、前項に規定する額を決定し、又は変更したときは、書面により納入義務者に通知するものとする。

（費用の不徴収）

第13条 市長は、納入義務者が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず、費用を徴収しない。

（1）失業、疾病等により著しく所得が減少し、費用の徴収が困難であると認めるとき。

（2）災害等により生活が著しく困難となり、費用の徴収が困難であると認めるとき。

（3）その他市長が特別な事由があると認めるとき。

2 納入義務者は、前項各号のいずれかに該当する場合は、不徴収事由申告書（様式第11号）に同項各号に該当することを証する書面を添付して、市長に申告しなければならない。

3 前条第2項の規定は、第1項の規定により費用を徴収しない場合について準用する。

（雑則）

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第12条関係）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			徴 収 額 （ 月 額 ）			
			3 歳未満児	3 歳児	4 歳以上児	
第 1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）による支援給付受給世帯	標準時間	0円	0円	0円	
		短時間	0円	0円	0円	
第 2	市民税非課税世帯（第 1 階層を除く。）	標準時間	2, 000円	1, 500円	1, 500円	
		短時間	2, 000円	1, 500円	1, 500円	
第 3	市民税均等割の課税世帯であって、市民税所得割の額が右の区分に該当する世帯（第 1 階層を除く。）	48, 600円未満	標準時間	10, 000円	7, 500円	7, 500円
			短時間	9, 900円	7, 400円	7, 400円
第 4		48, 600円以上 97, 000円未満	標準時間	19, 000円	15, 000円	14, 500円
			短時間	18, 700円	14, 800円	14, 300円
第 5		97, 000円以上 169, 000円未満	標準時間	30, 000円	22, 500円	20, 000円
			短時間	29, 500円	22, 200円	19, 700円
第 6		169, 000円以上 235, 000円未満	標準時間	40, 000円	27, 500円	23, 500円
			短時間	39, 400円	27, 100円	23, 100円
第 7		235, 000円以上 301, 000円未満	標準時間	46, 000円	27, 500円	23, 500円
			短時間	45, 300円	27, 100円	23, 100円
第 8		301, 000円以上	標準時間	58, 000円	33, 000円	27, 000円
			短時間	57, 100円	32, 500円	26, 600円

備考

- 1 この表において「市民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市民税をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7、第314条の8並びに附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用

しないものとする。

2 この表において「標準時間」とは、最長11時間の利用時間をいい、「短時間」とは、最長8時間の利用時間をいう。

3 徴収額は、当該年度（4月から8月までの分については、前年度）の市民税の額から算定するものとする。

4 入所児童の属する世帯が次に掲げる世帯のいずれかに該当し、かつ、次の表の階層区分の欄に掲げる階層に認定された場合における徴収額は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次の表の徴収金額の欄に定める額とする。

(1) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で、現に入所児童を扶養しているものの世帯

(2) 在宅障害児（者）のいる世帯 次に掲げる児（者）を有する世帯

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児及び国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

階 層 区 分		徴 収 金 額	
		3 歳児未満の場合	3 歳児又は4 歳以上児の場合
第2 階層	標準時間	0円	0円
	短時間	0円	0円
第3 階層	標準時間	8,000円	6,000円
	短時間	7,900円	5,900円

5 第2階層から第8階層までの世帯であって、入所児童が2人以上ある場合又は入所児童以外に幼稚園等（次に掲げる施設をいう。以下同じ。）に通い、若しくは児童発達支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）若しくは医療型児童発達支援（同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。以下同じ。）を利用する児童がある場合における当該入所児童に係る徴収額は、次の表の左欄に掲げる児童のうち入所児童について、同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄により計算して得た額（10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とする。この場合において、入所児童の属する世帯が4に掲げる世帯に該当する場合における第2階層及び第3階層に係る徴収額の計算については、同表の右欄中「徴収額の月額」とあるのは、「4により算定した当該階層の徴収額の月額」とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第7条第1項に規定する認定こども園
- (3) 学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校幼稚部
- (4) 児童福祉法第7条第1項に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部

ア 入所児童又は幼稚園等に通い、若しくは児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用する児童（以下「入所児童等」という。）のうち、その出生の最も早いもの	徴収額の月額に100分の100を乗じて得た額
イ ア以外の入所児童等のうち、その出生の最も早いもの	徴収額の月額に100分の50を乗じて得た額
ウ 上記以外の入所児童等	0円

6 月の途中の入所又は退所をした場合における徴収額は、次のとおりとする。

- (1) 月の途中における入所の場合 徴収額の月額に入所日から当該入所日の属する月の月末までにおける開所日数（25日を超える場合は25日）を乗じて得た額を25で除して得た額（10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額。次号において同じ。）
- (2) 月の途中における退所の場合 徴収額の月額に退所日の前日までの開所日数（25日を超える場合は25日）を乗じて得た額を25で除して得た額

様式第1号（第3条関係）

（表面）

施設型給付費（地域型保育給付費・特例施設型給付費・特例地域型保育給付費）
支給認定申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

保護者（申請者）氏名

㊞

次のとおり、施設型給付費（地域型保育給付費・特例施設型給付費・特例地域型保育給付費）に係る支給認定を申請します。

フリガナ	生年月日（年齢）		性 別	障害者手帳等の有無
申請に係る小学校就学前の子どもの氏名	年 月 日 （ 歳）		男・女	
保護者の住所	〒 (電話)			
	年1月1日現在の住所	☐ 市内 ☐ 市外（ ）		
認定者番号	(既に支給認定を受けている場合に記入してください。)			
保育の希望の有無	有	保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合（幼稚園等との併願の場合を含む。）		
	無	幼稚園等の利用を希望する場合（保育所等と併願の場合を除く。）		

（注）

- 1 「保育所等」とは、保育所、認定こども園（保育部分に限る。）、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育をいいます。
- 2 「幼稚園等」とは、幼稚園及び認定こども園（教育部分に限る。）をいいます。
- 3 「有」を○で囲んだ場合は①から④までに、「無」を○で囲んだ場合は①、②及び④に必要事項を記載してください。

①世帯の状況

区分	フリガナ 氏 名	子どもとの続柄	生 年 月 日 (年 齢)	性 別	職業、学校名等
子どもの世帯員			年 月 日 (歳)	男・女	
			年 月 日 (歳)	男・女	
			年 月 日 (歳)	男・女	
			年 月 日 (歳)	男・女	
			年 月 日 (歳)	男・女	
			年 月 日 (歳)	男・女	
生活保護の適用の有無		☐ 有（ 年 月 日保護開始） ・ ☐ 無			

(裏面)

②利用を希望する期間、希望する施設（事業者）名

利用を希望する期間		年 月 日から 年 月 日まで		
利用を希望する施設（事業者）名		施設（事業者）名	希 望 理 由	事業者番号
	第 1 希望			
	第 2 希望			
	第 3 希望			

(注) 事業者番号の欄は、記入不要です。

③保育の利用を必要とする理由等（保育の利用を希望する場合に記入してください。）

保育所等において保育を希望する理由	続柄	理 由	具体的な状況等
		☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 育児休暇中で、3歳児以上の保育を必要とする子どもあり ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他（ ）	
		☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 育児休暇中で、3歳児以上の保育を必要とする子どもあり ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他（ ）	
家庭の状況	☐ ひとり親家庭 ・ ☐ ひとり親家庭以外の家庭		
希望する利用曜日及び利用時間	曜 日	曜日から 曜日まで	時 間 時から 時まで

④同意欄

市長が、施設型給付費（地域型保育給付費・特例施設型給付費・特例地域型保育給付費）の支給認定（利用者負担額の決定を含む。）に必要な私の世帯の市民税及び世帯員の情報を確認すること並びに利用者負担額を特定教育・保育施設等に提示することに同意します。

保護者（申請者）氏名

㊞

併せて、保育所への（継続）入所を申し込みます。

（表面）

支 給 認 定 証

認 定 区 分				
保 育 の 事 由 及 び 必 要 量				
支給認定証番号				
有 効 期 間				
児 童	フリガナ			
	氏 名			
	生 年 月 日	年	月	日
保 護 者	氏 名			
	居 住 地			
	生 年 月 日	年	月	日
変 更 事 項				

年 月 日

掛川市長 氏 名 印

（裏面）

（注意事項）

- 1 この認定に不服がある場合は、この認定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、掛川市長に対して異議申立てをすることができます。ただし、この認定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この認定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。
- 2 この認定に不服がある場合は、1の異議申立てのほか、この認定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、掛川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この認定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この認定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。（この訴訟において掛川市を代表する者は、掛川市長となります。）。
- 3 1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、掛川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において掛川市を代表する者は、掛川市長となります。）。

支給認定現況届書

年 月 日

（あて先）掛川市長

子ども・子育て支援法第22条の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 者	フリガナ	-----	生 年 月 日	年 月 日
	氏 名		認 定 者 番 号	
	住 所	〒 電話番号		
フリガナ 支給認定に係る 子どもの氏名	フリガナ	-----	生 年 月 日	年 月 日
	支 給 認 定 に 係 る 子 ども の 氏 名		続 柄	

①保育の利用を必要とする理由

続柄	理 由
	☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 育児休暇中で、3歳児以上の 保育を必要とする子ども有り ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他（ ）
	☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 育児休暇中で、3歳児以上の 保育を必要とする子ども有り ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他（ ）

②家族構成

区 分	フリガナ 氏 名	子どもと の続柄	生 年 月 日 (年齢)	職業等（勤務先、学校等の名 称）
子 ど も の 世 帯 員	-----		年 月 日 (歳)	
	-----		年 月 日 (歳)	
	-----		年 月 日 (歳)	
	-----		年 月 日 (歳)	
	-----		年 月 日 (歳)	

市長が、支給認定（利用者負担額の決定を含む。）に必要な私の世帯の市民税及び世帯員の情報を確認すること並びに利用者負担額を特定教育・保育施設等に提示することに同意します。

保護者（申請者）氏名

印

（注）この届書には、上記の事実関係を確認できる書類を添付してください。（公簿等により確認することができる場合は省略可）

支給認定変更申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

保護者（申請者）氏名

㊞

次のとおり申請します。

保護者 (申請者)	居住地（連絡先）	〒 (電話)		
	生 年 月 日	年 月 日 (歳)		
支給認定に 係る子ども	氏 名	生 年 月 日	続柄	支給認定証番号
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
変更の内容	☐ 認定区分 ☐ 保育の必要量 ☐ 有効期間			
変更申請を 行う原因と なった理由				

市長が、支給認定の変更の認定（利用者負担額の決定を含む。）に必要な私の世帯の市民税及び世帯員の情報を確認すること並びに利用者負担額を特定教育・保育施設等に提示することに同意します。

保護者（申請者）氏名

㊞

（注）支給認定証及び変更申請を行う原因となった理由を証する書類（雇用証明書、所得証明書等）を添付してください。

支給認定証提出依頼書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

子ども・子育て支援法第23条第4項の規定に基づく支給認定の変更の認定を行うため、次のとおり支給認定証の提出をお願いします。

支給認定保護者	フリガナ		生 年 月 日	年 月 日
	氏 名		認 定 者 番 号	
	住 所	〒 電話番号		
支給認定に係る子どもの氏名	フリガナ		生 年 月 日	年 月 日
			続 柄	
現在の支給認定の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで			
支給認定の変更の認定の理由				
支給認定証	提 出 先			
	提出期限	年 月 日まで		

支給認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

子ども・子育て支援法第24条第1項の規定に基づき、次のとおり支給認定を取り消したので通知します。

認定者番号		支給認定 保護者氏名	
取消日		支給認定に係る 児童氏名	
取消理由			

支給認定証を 年 月 日までに返還してください。
返還先（ ）住所（ ）電話番号（ ）

（注）

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、掛川市長に対して異議申立てをすることができます。
- 処分の取消しの訴えは、1の異議申立てに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、掛川市を被告として提起することができます（この訴訟において掛川市を代表する者は、掛川市長となります。）。
- 処分の取消しの訴えは、1の異議申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することはできないこととされていますが、次のいずれかに該当する場合は、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 異議申立てがあった日から3月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第7号（第9条関係）

支給認定申請書記載事項変更届書

年 月 日

（あて先）掛川市長
次のとおり届け出ます。

届出者	氏 名		生 年 月 日	年 月 日	
	住 所	〒 電話番号			
支給認定に係る 子ども	氏 名	生 年 月 日	続柄	支給認定証番号	
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
変 更 事 項 （該当箇所にレ 印を記入してく ださい。）	☐ 支給認定保護者に関する こと		☐ 氏名 ☐ 住所 ☐ 就労状況		
	☐ 支給認定に係る子ども に関すること		☐ 保護者（納入義務者）		
			☐ 保護者との続柄 ☐ 家族構成		
		☐ その他（ ）			
変 更 の 内 容					
変更事項発生日		年 月 日			

変更後の家族構成

区 分	フリガナ 氏 名	子どもと の続柄	生 年 月 日 (年 齢)	職業等（勤務先、学校等の名 称）
子 ど も の 世 帯 員			年 月 日 (歳)	
			年 月 日 (歳)	
			年 月 日 (歳)	
			年 月 日 (歳)	
			年 月 日 (歳)	

（注）この届書には、次の書類を添付してください。

- （1）上記の事実関係を確認できる書類（公簿等により確認することができるときは省略可）
- （2）支給認定証

支給認定証再交付申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

次のとおり支給認定証の再交付を申請します。

支給認定保護者	フリガナ		生 年 月 日	年 月 日
	氏 名		認 定 者 番 号	
	住 所	〒 電話番号		
フリガナ 支給認定に係る 子どもの氏名		生 年 月 日	年 月 日	
		続 柄		
申 請 の 理 由				

（注）

- 1 支給認定証を破り、又は汚した場合の申請については、現在お持ちの支給認定証を添付してください。
- 2 再交付を受けた後、失った支給認定証を発見したときは、速やかに返還してください。

受付番号	
------	--

業務管理体制整備事項届書

年 月 日

（あて先）掛川市長

所在地
届出者 名称
代表者 印

特定教育・保育施設（特定地域型保育事業）の業務管理体制の整備（区分変更）をしたので、次のとおり届け出ます。

		事業者番号												
届 出 の 内 容		☐ 業務管理体制の整備 ☐ 区分変更												
事業 者	フリガナ 名 称	-----												
	主たる事務所の所在地	〒												
	電 話 番 号							F A X						
	法 人 の 種 別													
	代 表 者	フリガナ 氏 名	-----											
		職 名					生年月日	年 月 日						
		住 所	〒											
子ども・子育て支援法 施行規則第43条第1項 第2号から第4号に基 づく届出事項	第2号	法令遵守 責任者	フリガナ 氏 名	-----										
			生年月日	年 月 日										
	第3号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要												
	第4号	業 務 執 行 の 状 況 の 監 査 の 方 法 の 概 要												
区 分 変 更	変更前市町村長の名称及び担当部局課名													
	事 業 者 番 号													
	変 更 理 由													
	変更後市町村長の名称及び担当部局課名													
	変 更 年 月 日													

（注）「届出の内容」の欄は、該当する項目にレ印を記入してください。

受付番号	
------	--

業 務 管 理 体 制 整 備 事 項 変 更 届 書

年 月 日

（あて先）掛川市長

所在地
届出者 名 称
代表者 ㊟

特定教育・保育施設（特定地域型保育事業）の業務管理体制の整備に関する事項を変更したので、次のとおり届け出ます。

		事業者番号									
変 更 事 項	1 法人の種別・名称（フリガナ） 2 主たる事務所の所在地・電話・FAX番号 3 代表者の氏名（フリガナ）・生年月日 4 代表者の住所・職名 5 事業所の名称等・所在地 6 法令遵守責任者の氏名（フリガナ）・生年月日 7 業務が法令に適合することが確保するための規程の概要 8 業務執行の状況の監査の方法の概要										
変 更 内 容	変更前										
	変更後										
変更年月日											
変 更 理 由											

不 徴 収 事 由 申 告 書

年 月 日

（あて先）掛川市長

住所
申告者 氏名 ㊟

掛川市子ども・子育て支援法施行細則第13条第2項の規定により、次のとおり申告します。

施 設 の 名 称							
子 ども	氏 名			現保育料		円	
	生年月日	年 月 日（ 歳）					
不徴収の事由							
収 入 状 況		前年の年収 円（月平均 円） 本年（最近3月の平均月収） 円					
世 帯 の 状 況		氏 名	続柄	年齢	勤 務 先	収 入	備 考
						円	
※ 所 見 欄		担当 ㊟					
※ 決 定 欄		通知書番号			現保育料 円		
		認定者番号			更 新 額 円 不徴収額 円		
		不徴収期間					